

- ◆ 自費検査の需要が増加する中、検査機関の精度管理の実施状況にばらつきがあること、検査結果が陽性となっても医療機関を受診しないケースが存在する。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又は更なるまん延を防止するため、自費検査提供者等が検査の質を担保し信頼できる検査体制を構築する必要がある。

<令和3年2月10日国通知より抜粋>

都道府県等に求められること

①適正実施のための措置

1. 自費検査の適正実施のため、管内の自費検査提供者等が講ずるべき措置を定め、関係者に周知したうえで、当該措置への協力を求めること(協力要請)。
協力に応じない場合⇒勧告⇒勧告に応じない場合⇒公表
(いずれも正当な理由のある場合は除く)
2. 適正実施のための措置は、本通知の発出から遅くともおよそ一か月以内(3月10日)を目途に定めること。
3. 措置を定め協力を要請する場合や、勧告及び公表を行う場合には、国に連絡すること。

②実態把握

1. 自費検査のみ提供する医療機関及び医療機関でない自費検査提供者は、自費検査の実施件数及び陽性件数を都道府県等に報告。
↓
2. 都道府県は保健所設置市分を含め結果をとりまとめて、国に報告。(結果は厚労省にて公表)

大阪府における対応

府全域で統一的な対応を実施

【協力要請の主な内容】

●自費検査実施機関で医療機関でない者

- ①医療機関と提携し、陽性者に対して提携医療機関等への受診勧奨をすること。
- ②自ら検査を実施する場合、衛生検査所の登録を受けること。
- ③受検希望者に対し、結果が陽性だった場合には提携医療機関またはかかりつけ医等の受診をあらかじめ誓約させること。

●自費検査を行う全ての機関

精度管理を適切に行うこと。(マニュアルは追って提示)

【今後の取組み】

- ・各保健所設置市におけるホームページでの掲載
- ・府が把握する自費検査を提供する4法人(医療機関以外)への通知発出
- ・関係団体への周知
- ・精度管理マニュアルの送付
- ・自費検査実施件数等のとりまとめ 等

自費検査提供者等が講ずるべき措置（全体概要）

